

第8章

カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われる。州有林については、木材輸出諮問委員会（TEAC）の審査を経て、副総督又は州森林・土地・天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。

一方、私有林については、連邦木材輸出諮問委員会（FTEAC）の審査を経て、国際貿易大臣が余剰材かどうかを決定している。なお、州有林から産出される木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて及びベイマツ、ベイツガ、ベイトウヒの高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、州有林から産出される丸太の輸出には樹種や等級に応じた「州内加工代替税」（輸出税に相当）が課せられている。2019年7月からは、州内加工代替税の算定方法が改正され、州有林沿岸部から産出されるベイマツ、ベイスギ、ベイヒバの丸太に対しては国内価格の15%、その他針葉樹の丸太に対しては国内価格に応じた10%~50%、広葉樹丸太等に対しては1カナダドル/m³が課せられることとなった。2019年12月15日以降は、その他針葉樹丸太に対する税率の上限が、国内価格の35%に引き下げられた。2020年9月には、改正された加工木材製品規則（MFPR）が施行され、沿岸部から輸出されるベイスギ及びベイヒバの製材に対して、最終製品までの加工を義務付ける（ただし、3,000マイル以上離れた場所への輸出等は適用除外）とともに、粗く加工されたベイスギ及びベイヒバの製材については、新たに州内加工代替税が課されることとなった。また、ベイスギ及びベイヒバ以外の樹種については、州外輸出可能な製材の断面積上限を0.2m²から0.1m²に引き下げた。

2023年12月に加工木材製品規則（MFPR）が再び改正され、2024年2月の施行後は、沿岸部のみならず内陸部から輸出されるベイスギ及びベイヒバの製材についても規則の対象となった。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT 11条1項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府はGATT 24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

<最近の動き>

上記措置について、我が国は、カナダ政府に対して、マルチ（多国間協議）、バイ（二国間協議）などの場を通じ、是正を働きかけており、今後も引き続き、働きかけていく。

関税

関税構造

＊本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 II 部第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

関税法、関税率法、一般特惠関税及び後発開発途上国関税の原産地規則及び関連法規において、関税率や相殺関税などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入された物品に対する関税優遇制度（関税免税制度、戻し税制度等）がある。

カナダの 2023 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 5.1% と、日本・米国・EU など主要先進国の水準より若干高い水準にあり、履物（最高税率 20%）、衣類（最高税率 18%）、パラシュート（最高税率 15.7%）、鉄道関連製品（最高税率 11.3%）、刃物製品（最高税率 11.3%）等の高い譲許税率が存在する。2023 年時点の非農産品の譲許率は、99.7% となっており、2023 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 2.0% である。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結した ITA 拡大交渉（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、カナダは 2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド（12%）、スタティックコンバーター（11.3%）、スタティックコンバーターの部分品（9.7%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2019 年 7 月までに撤廃された。

基準・認証制度

特定有害物質禁止規則改正案における DBDPE 禁止措置

<措置の概要>

2022 年 5 月、特定有害物質禁止規則改正案が公表され、TBT 通報が実施された。改正案には、デカブロマジフェニルエタン（DBDPE）を用いた製品の輸入、販売等の禁止措置が含まれる。改正案によれば、移行期間は、例えば電気電子機器、自動車の特定部品、またこれらを搭載した電気電子機器、自動車については公布後 5 年とされている。

DBDPE の用途は電気電子製品、産業機械、自動車等、広範に及ぶ一方、現時点で DBDPE の代替材が存在せず、代替材の開発・生産の可能性も見通せない状況であり、当該禁止措置が施行されれば、産業界への影響は非常に大きい。

＜国際ルール上の問題点＞

当該禁止措置が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である場合は、TBT 協定 2 条 2 項に違反する可能性がある。

措置の目的が人の健康の保護や環境の保全であるところ、カナダ以外の国・地域では DBDPE が規制されておらず、また、産業界からの報告によれば人及び環境へのリスクが小さいことから、当該禁止措置の必要性には疑問がある。

＜最近の動き＞

2022 年 7 月、TBT 委員会において懸念を表明するとともに、同年同月、日本政府はカナダ政府に対して TBT 通報へのコメントを提出した。

2023年8月、カナダ政府は、最終規則の公布を2024年夏以降とする内容のTBT通報を行った。

今後の改正案の動向を注視しつつ、カナダに対して措置の是正を引き続き求めていく。